

一般社団法人全日本ろう者空手道連盟 役員の選任に関する規程

第1条（目的）

本規程は、一般社団法人全日本ろう者空手道連盟（以下「本連盟」という。）の理事および監事（以下、総称して「役員」という。）の選任に関する事項を定め、役員の適格性と多様性を担保することを目的とする。

第2条（役員の場合）

1. 理事は、原則として、以下の条件を全て満たす者でなければならない。
 - (1) 就任時に満70歳未満であること
 - (2) 理事の在任期間が5期（10年間）を超えないか、理事でない期間が任期2期分以上経過していること
 - (3) 法律、会計、財務、スポーツまたは空手道の分野において、専門的な知識や経験を有していること。
 - (4) 健康であり、業務に支障がないこと。
 - (5) 遵法精神に富んでいること。
 - (6) 一年度内の理事会におおむね3分の2以上、出席できる見通しがあること。
2. 監事は、原則として、以下の条件を全て満たす者でなければならない。
 - (1) 就任時に満70歳未満であること
 - (2) 会計について一定程度の知識を有していること
3. 役員の場合の任期は2年とし、再任を妨げない。
4. 理事について、その在任期間は原則として10年を超えることはできないが、以下のいずれかに該当すると認められる場合、当該理事の在任期間が10年に達してから最長で2年に限り、理事として選任されることができる。
 - (1) 当該理事がIFの役員である場合
 - (2) 当該理事の実績等に鑑み、特に重要な国際競技大会に向けた競技力向上を始めとする中長期基本計画等に定める目標を実現する上で、当該理事が新たにまたは継続して代表理事または業務執行理事を務めることが不可欠であると認められる特別な事情がある場合
5. 本連盟は、理事のうち、外部理事の割合を25%以上、女性理事の割合を40%以上とすること、およびその他理事の多様性を確保することを目標とする。

第3条（補足）

本規程に定めのない事項については、定款の規定が適用される。

第4条（改廃）

本規程の改廃は、社員総会の決議による。

附則

本規程は 2023 年 12 月 1 日から施行する。

[改正]

一部微修正 2025 年 1 月 15 日（法人名変更による）